

第9回社会保障審議会医療保険部会

あん摩マッサージ指圧・はりきゅう療養費検討専門委員会より

(平成28年12月7日開催)

受領委任制度の検討(一部抜粋)

2. 柔道整復療養費における受領委任制度導入の経緯

平成7年9月8日の医療保険審議会柔道整復等療養費部会「柔道整復等の施術に係る保険給付について」では、柔道整復に係る療養費について受領委任払いが認められてきた理由は以下のようにされている。

「柔道整復等の施術に係る保険給付について」

(平成7年9月8日 医療保健審議会柔道整復等療養費部会)抜粋

第2 給付の仕組み

1 柔道整復に係る療養費の受領委任払い

(1) 療養費は、いわゆる償還払いが原則であるが、柔道整復に係る療養費については、保険者との協定又は個人契約によって、いわゆる受領委任払いが特例的に認められている。

しかし、受領委任払いについては、施術の内容や額等の患者による確認がないまま施術者から請求が行われていることや現在の仕組みが、協定及び個人契約に基づくものであり、審査や指導・監査の実効性の確保が困難であること等の問題が指摘されている。

(2) 柔道整復に係る療養費について、特例的に受領委任払いが認められてきたのは、次のような理由によるものであり、こうした経緯やこれまでの実績を考慮すると、今後もこの取扱いを継続することはやむを得ないものと考えられる。

整形外科医が不足していた時代に治療を受ける機会の確保等患者の保護を図る必要があったこと

柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第17条ただし書に基づき、応急手当の場合には、医師の同意なく施術ができること等医師の代替機能をも有すること

施術を行うことのできる疾患は外傷性のもので、発生原因が明確であることから、他疾患との関連が問題となることが少ないこと

(3) しかし、受領委任払いを特例的に認めるとしても、指摘されている問題を解決するために、柔道整復師に対する研修の促進等制度の周知を図るとともに、支給の適正化の徹底を図る必要がある。

3. 受領委任制度に関する判例

<裁判1> 柔道整復師に対して認められている受領委任払いが、あん摩マッサージ指圧師等に認められないのは不合理な差別であるとして、違法か否かを主な争点に国と健保組合などを相手取り行われた裁判

東京高裁平成18年4月27日高裁判決(平成16年(ネ)第996号:損害賠償等請求控訴事件)

【高裁の判断】

- 療養費の支給は、原則として償還払いの方法によるべきものと解され、療養費の支給を療養の給付のように現物給付化することは健康保険法の予定するところではないというべき。
- 健康保険法では、受領委任払いの方法は、これを認めても弊害の生ずる危険性が乏しく、これを認めるべき必要性、相当性があるなどの特別の事情のある場合に限り認められる特

例的な措置というべき。

- あん摩・マッサージ、鍼、灸に係る療養費の対象疾患の多くは、外傷性の疾患でなく、発生原因が不明確で、治療と疲労回復等の境界が明確でないことなどから、施術を行う前に保険者が支給要件の確認ができない受領委任払いを認めると、不正請求や業務範囲を逸脱した施術等が見逃される危険性が大きくなることを否定できないし、対象疾患も多くは慢性的な疼痛を主たる症状とする疾患であり、治療に緊急性を要する疾患でないことから、現物給付的な取扱いをしなければならない特別の必要性が高いともいえない。
- 受領委任払いを認めた場合、対象疾患との関係で、療養費の対象となる疾患か否かが争われることがあり、施術が行われた後に支給対象外とされた場合には、被保険者は費用の全額から一部負担金として支払い済みの金額を控除した額を施術者に支払わなければならなくなり、施術料金の支払手続が煩雑となる一方、施術者も被保険者から施術料金を徴収するという負担が生ずることになる。
- これらの事情に照らすと、あん摩マッサージ指圧師等の施術に受領委任払いを認めるべき特別の必要性、相当性が高いものとは認め難い。
- 柔道整復師の療養費に受領委任払いを認めながら、あん摩マッサージ指圧師等についてこれを認めないという本件取扱いが不合理な差別であるとの主張については、柔道整復師に関しては、戦前において整形外科担当の医療機関や医師が不足していたこと、骨折等の場合に医師の診療を受けるよりも柔道整復師の施術を受ける患者が多かったこと等の沿革的な理由から、受領委任払いが長年にわたって継続され、限定的とはいえ医師の代替的な機能を果たしてきたという沿革を併せ考慮すると、柔道整復師に受領委任払いを認めることには合理性がないとまではいえない。
- あん摩マッサージ指圧師等に受領委任払いを認めないことが柔道整復師との対比においても著しく不合理であるということとはできない。

<裁判2> 療養費の支給申請及びその受取りを鍼灸施術者が被保険者に代理して行った場合に、当該支給申請に対して健保組合が療養費の支給を拒否したことが違法か否かを主な争点に行われた裁判

広島高裁平成18年3月1日判決(平成17年(ネ)第379号:損害賠償請求控訴事件)

【高裁の判断】

- 健康保険法において、保険医療機関等は、療養の給付に関し厚生労働大臣の指導を受けること、厚生労働大臣の求めに応じて診療録、帳簿書類その他の物件の審査を受けること、療養の給付に関する費用について不正があったときは当該保険医療機関等の指定を取り消されることがあるなどが定められるなど、厚生労働大臣による指導監督等により、療養の給付が適正にされることが定められている。
- 健康保険法による保険給付は療養の給付が原則であるが、保険者が療養の給付を行うことが困難であると認めるとき、又は保険医療機関等以外の者から診療、手当等を受けたことがやむを得ないと認めるときは、現にその費用を事後的に療養費として支給することができることとされており、療養費の支給自体が療養の給付の補完的な役割を果たすものであり、被保険者は、現物給付と現金給付との選択の自由を与えられているものではないと解される。
- 受領委任払いは償還払いの例外であり、療養費の支給を現物給付化するものである。また、受領委任払いは、保険者において施術の内容や額等について被保険者から確認することができないまま施術者より請求がされることから、不正請求や業務範囲を逸脱した施術を見逃す危険性が大きいといわなければならない。
- 健康保険法87条1項は、療養費の支給方法について具体的な規定を設けていないが、償還

払いを原則とするものと解されており、具体的にいかなる支給方法にするかについては、健保組合の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきである。被控訴人においては、療養費の支給については、被保険者本人の申請を前提として同本人が受領することを原則としており、例外的に、被保険者が代理受領を希望する場合、被控訴人は被保険者が所属する事業所の事業主が代理受領する場合に限り、審査をし、契約を締結した上でこれを認めていることが認められる。

- 療養費の支給に当たっては、当該施術が受給要件を満たしていることが前提となること、民法上の委任による方法は、受領委任払いと同様、保険者において施術の内容や額等につき被保険者から確認することができないまま施術者より請求されることになるから、不正請求や業務範囲を逸脱した施術を見逃す危険性があることを否定できない。
- 保険者において施術者から被保険者への療養費の支払いの有無につき本人確認など煩雑な手続が必要になることが考えられるが、保険者がその負担を受任しなければならない合理的理由はなく、法令上の根拠もない。
- 控訴人らは、はり、きゅう施術者による療養費の代理受領を認めている多数の健康保険組合では、療養費が施術者から被保険者本人に支払われたことを確認した例は存しないと主張するが、本人確認の必要が生じる事態が起こり得ないわけではないし、そのような実情を考慮に入れた上で本人直接払いの原則を採ったとしても、それが不合理であるとまではいえず、控訴人らの主張は採用できない。
- 療養費の支給は、健康保険法上の社会保障給付の一種であり、被保険者に確実に支払われることがその制度の目的であることに照らしても、療養費の支給方法を原則として被保険者本人への直接払いに限るとする扱いが合理性を欠くとはいえない。
- 控訴人らは、はり、きゅう等の療養費について、被保険者本人に直接払いする事例は、わずか数%にすぎず、98%前後は、はり、きゅう等の施術者が代理受領しており、何らの弊害を生じていないのであるから、他の社会保障給付等とは別途に考えなければならず、健康保険組合がいかなる範囲で療養費の代理受領を認めるかについては裁量を有さず、保険者である健康保険組合が民法上の委任の方法による代理受領を無視してまで療養費の支払を拒否することは許されない旨主張するが、健康保険法上、療養費の支給方法については健康保険組合の合理的裁量に委ねられており、控訴人ら主張の実情があるからといって、被控訴人に裁量の余地がなく控訴人ら主張の支給方法を受忍しなければならないとは到底解されない。

<まとめ>

以上をまとめると、過去の裁判では、以下のことが指摘されており、あはき療養費に受領委任制度を導入するには、その対応について検討が必要であると考えられる。

- (1) 療養費の支給は、療養の給付の補完的な役割を果たすものであり、現物給付化することは健康保険法の予定するところではない(償還払いが原則)
- (2) 受領委任払いの方法は、これを認めても弊害の生ずる危険性が乏しく、これを認めるべき必要性、相当性があるなどの特別の事情のある場合に限って認められる特例的な措置

不正請求等への対応

→ あはき療養費に受領委任を認めるべき必要性・相当性

- (3) 受領委任払いは、保険者において施術の内容や額等について被保険者から確認することができないまま施術者により請求されることから、不正請求や業務範囲を逸脱した施術を見過ごす危険性が大きい

不正請求等への対応

→ 実態的に約6割の保険者が代理受領に応じていることとの関係

(4) 具体的にいかなる支給方法にするかについては、保険者の合理的な裁量に委ねられている

→ 保険者の裁量との関係

4. 柔道整復療養費における受領委任制度の課題

柔道整復療養費における受領委任制度の課題としては、不正請求等への対応として、例えば以下のことが考えられる。

- 支給対象の明確化
- 柔整審査会の審査の強化
- 地方厚生(支)局による個別指導・監査の強化
- 架空請求の防止
- 適正な保険請求を促すための施術管理者の要件強化

これに対して、柔道整復療養費専門委員会での「議論の整理」(本年9月23日)においては、以下の取組をすることとしている。

- 支給基準の明確化を図るため、判断に迷う事例の収集・公表
- 柔整審査会の審査基準の策定、資料提出等の権限強化
- 地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、「受領委任の取扱いの中止」を確実に運用する仕組み
- 保険者や柔整審査会が施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組み
- 施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入

5. あはき療養費に受領委任制度を導入することの課題

あはき療養費に受領委任制度を導入することの課題について、どのようなことが考えられるか。

(参考) 保険者側からの反対する意見の理由等

- ・そもそも療養費払いが原則であること
- ・不正請求の発生の懸念
- ・地方厚生(支)局による指導監督の実効性に対する懸念
- ・給付費が増えることの懸念
- ・導入に反対する保険者がいる状況の中で個別の代理受領契約ではなく受領委任制度を導入することの必要性の観点
- ・過去の裁判においても受領委任制度は特例的な措置とされていたこと
- ・現在の柔道整復師の受領委任制度においても不正請求が発生していること
- ・現在の給付の適正化の取組が不十分であること

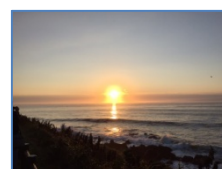
勝手にプレゼンしちゃいます 初日の出、見に行く？

寒いからこそ、おもてへ出かけましょう！道内の初日の出のスポットをプレゼンしちゃいます！足元の雪道対策と防寒対策は万全に！

[ウォーカー・プラスと海上保安庁のウェブサイトを参考にしております]

納沙布岬 (根室市納沙布岬) 日の出時刻 6時49分

北海道の最東端にある納沙布岬は、太平洋とオホーツク海に挟まれ



納沙布岬

